

第156回

定時株主総会 招集ご通知



株式会社 福島銀行

証券コード：8562



日時

2022年6月21日（火曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）



場所

福島県福島市万世町2番5号

当行本店 地下大ホール

（末尾の「第156回定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件

本年から、SDGsへの取り組みにより株主総会会場での本招集通知の配布を取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2022年6月20日（月曜日）午後5時まで

福島のために

福島銀行は、地元企業の本業支援やお客さまの資産形成のお手伝いを通して、
福島の発展に貢献します。

お客さまのために

福島銀行は、お客さまが直面している課題に正面から共に向き合い、
常にお客さまの目線で、高い倫理観を持って行動します。

そして未来を育むために

福島銀行は、お客さまの幸せを将来にわたり追求できる人材の育成に尽力し、
生きがいと幸福感をもって働ける職場づくりを目指します。

▶ 目 次

■ 第156回定時株主総会招集ご通知……………	3	■ 添付書類	
■ 株主総会参考書類		第156期事業報告……………	20
第1号議案 剰余金の処分の件……………	7	第156期計算書類……………	38
第2号議案 定款一部変更の件……………	7	第156期連結計算書類……………	41
第3号議案 取締役7名選任の件……………	9	監査報告書……………	44
		■ 中期経営計画……………	49
		■ ふくぎんSDGs宣言……………	50
		■ ふくぎん10の感謝……………	51

創業100周年を迎えるにあたって

おかげさまで福島銀行は、本年11月に創業100周年を迎えます。
福島銀行は、これからも福島と共に歩んでまいります。

私たちは、本年11月に創業100周年を迎えます。

大正11年、現在のいわき市湯本町に庶民金融を旗印に掲げ、湯本信用無尽が誕生しました。当時の福島県下には、小商工業者や庶民生活を基盤とした地域金融機関はまだわずかで、それが地元経済の発展を遅らせる要因の一つでした。こうした状況を憂えた有志が集い、私たちは生まれました。

昭和初期の金融大恐慌、太平洋戦争、高度経済成長、バブル経済、バブル崩壊後の長期不況、東日本大震災などこれまでの道のりは、決して平坦なものではありませんでした。

東日本大震災から11年が経過。

私たちが暮らす福島の状況は一変しました。ふるさとが分断され、未だ帰還できない多くの県民がいます。私たちは、福島で生きること誇りを持ち、県民の皆さまと共に、福島を復興し、そして未来の福島を創生するために、一歩ずつ歩みを進めてきました。

今、私たちの社会は、コロナ禍という未曾有の災いに見舞われています。新たなウイルスとの戦いの終息は、未だ見通し難く、福島創生に向けた私たちの果たす役割は、これまでも増して大きくなっています。

私たちは、創業の理念である庶民金融、地域と共にある金融機関として、これまで支えていただいた地域のお客さま、福島の発展に、全力で取り組むことをここに誓います。

2022年5月 福島銀行

証券コード8562
2022年5月27日

株主各位

福島県福島市万世町2番5号
株式会社 福島銀行
取締役社長 加藤 容啓

第156回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当行第156回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主さまにおかれましては、可能な限り同封の議決権行使書のご返送又はインターネット等により事前に議決権をご行使いただき、当日のご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。

なお、議決権行使につきましては、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいませ、2022年6月20日（月曜日）午後5時までに議決権をご行使いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1	日時	2022年6月21日（火曜日）午前10時
2	場所	福島県福島市万世町2番5号 当行本店 地下大ホール
3	目的事項	報告事項 1. 第156期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件 2. 第156期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役7名選任の件

以上

インターネットによる開示事項について

- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては法令及び当行定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイトに掲載しておりますので、本添付書類には記載していません。
 - ・ 事業報告の「業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況」
 - ・ 計算書類の「個別注記表」
 - ・ 連結計算書類の「連結注記表」
- なお、本招集ご通知に記載されている添付書類は、監査役が監査した事業報告並びに会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類の一部となります。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、以下の当行ウェブサイトに掲載させていただきます。

当行ウェブサイト

<https://www.fukushimabank.co.jp/>

招集にあたってのご案内

- 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

新型コロナウイルス感染症への対応について

- ご来場される株主さまは、マスクの持参・着用をお願いいたします。また、会場受付にて、株主さまの検温および手指の消毒などの措置をとらせていただきます。
- 体調不良と見られる株主さまには、運営スタッフがお声掛けをして入場をお控えいただくことがございます。
- 運営スタッフはマスク着用の上、対応させていただきます。
- 会場の座席間隔を確保するため、十分な座席を確保できず、ご入場できない場合がございます。
- ご出席される株主さまへのお土産は、接触感染のリスクを減らすため本年もとりやめさせていただきます。

以上、ご協力をお願いいたします。なお、今後の状況によりましては、対応方法等を変更する場合がございますので、ご了承くださいたくお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主さまの大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使には、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席いただく場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2022年6月21日(火曜日)
午前10時(受付開始午前9時)

書面(郵送)による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限

2022年6月20日(月曜日)
午後5時到着まで

インターネットによる議決権行使



パソコン、スマートフォンから、下記及び次頁の議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご登録ください。

詳細は下記及び次頁をご覧ください。

行使期限

2022年6月20日(月曜日)
午後5時まで

インターネットによる議決権行使のご案内

パソコンの場合 (議決権再行使の場合)

STEP 1

議決権行使ウェブサイト
にアクセス
<https://www.e-sokai.jp>



STEP 2

インターネットによる
議決権行使についてを
お読みいただき、
「次へすすむ」をクリック

STEP 3

議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」を入力し、
「ログイン」をクリック
「パスワード」を入力し、
「次へ」をクリック

〈PC向け議決権行使ウェブサイト〉
<https://www.e-sokai.jp>へ
遷移します。



ご確認ください!

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、上記議決権行使ウェブサイトにて「議決権行使コード」「パスワード」をご入力しお手続きいただく必要があります。

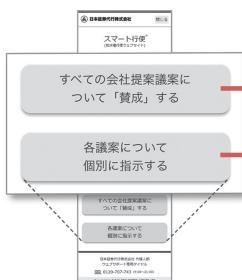
スマートフォンの場合 ※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

STEP 1



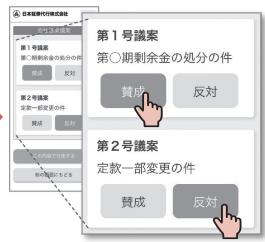
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

STEP 2



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

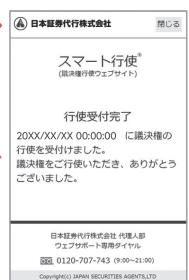
STEP 3



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

※上記画像はイメージです。実際の画面とは異なります。

STEP 4



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！

【ご注意事項】

- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は株主さまのご負担となります。
- 議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネット等でも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
- インターネット等で議決権行使を複数回なされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

インターネットによる議決権行使でご不明な点につきましては下記にお問い合わせください。よろしくお願いいたします。

株主名簿管理人 日本証券代行株式会社 代理人部
ウェブサポート専用ダイヤル
0120-707-743
受付時間 9:00～21:00 (土曜、日曜、祝日も受付)

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第156期の期末配当金につきましては、当期利益が計画を上回り、また株主の皆さまへの負託に応えるため、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当行普通株式1株につき5円 総額139,874,440円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月22日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当行定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>第15条 (電子提供措置等)</p> <p>当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>1. 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会（種類株主総会を含む。次項において同じ。）については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役7名選任の件

当行では各事業年度に対する経営責任の明確化を図るため、定款により取締役の任期を1年と定めており、現在の取締役7名は全員が本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、取締役候補者の選任については、その過半数を社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会において協議の上、取締役会で決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位及び担当	取締役会出席状況
1 再任	(男性) かとう たかひろ 加藤 容啓	取締役社長	100% (20回/20回)
2 再任	(男性) さとう あきのり 佐藤 明則	常務取締役企画本部長	100% (20回/20回)
3 再任	(男性) さとう としひこ 佐藤 俊彦	取締役本店営業部長	95% (19回/20回)
4 再任	(男性) すずき たけのり 鈴木 岳伯	取締役郡山営業部長	100% (20回/20回)
5 再任 社外 独立役員	(男性) こうけつ あきら 纈瀬 晃	取締役	100% (20回/20回)
6 再任 社外 独立役員	(女性) にい ゆみこ 二瓶由美子	取締役	100% (20回/20回)
7 再任 社外	(男性) はせ がわ やすし 長谷川 靖	取締役	100% (16回/16回)

社外 …………… 社外取締役候補者

独立役員 …………… 株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者

■ 生年月日

1956年12月2日生

■ 所有する当行の普通株式数

31,600株

略歴、当行における地位、担当

1980年4月 株式会社東邦銀行入行
2000年3月 郡山東支店長
2003年10月 須賀川支店長
2006年6月 市場金融部長
2007年6月 総合企画部長
2008年6月 取締役総合企画部長
2009年6月 常務取締役
2012年6月 常務取締役（代表取締役）
2013年6月 専務取締役（代表取締役）
2015年6月 取締役退任
福島商事株式会社取締役会長
2015年8月 とうほう証券株式会社代表取締役社長
2018年5月 福島商事株式会社取締役会長退任
とうほう証券株式会社代表取締役社長退任
2018年6月 当行顧問
2018年6月 取締役社長（代表取締役）（現在に至る）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

地方銀行において、枢要営業店長や企画部門等の要職を歴任した後、代表取締役として経営の中枢を経験し、また、同行の系列証券会社では、代表取締役社長を務めるなど豊富な経験を有しております。2018年6月から当行取締役社長を務め、経営トップとして、重要事項の決定および業務執行に対する監督を適切に果たしていることから、当行の経営に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者としてしました。

候補者
番号

2

さとう
佐藤

あきのり
明則

再任

■ 生年月日

1956年4月19日生

■ 所有する当行の普通株式数

19,400株

略歴、当行における地位、担当

1980年4月 当行入行

2000年3月 平東支店長

2001年6月 棚倉支店長

2002年5月 経営企画部広報課長

2003年5月 本店営業部法人営業部長

2005年4月 本店営業部法人渉外部長

2005年10月 相馬支店長

2007年7月 二本松支店長

2009年7月 会津支店長

2012年6月 平支店長

2014年6月 執行役員企画本部長

2015年6月 取締役企画本部長

2019年6月 常務取締役企画本部長(代表取締役)(現在に至る)

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

当行の枢要営業店長、企画部門の執行役員や取締役として営業や支店運営業務、企画統括本部長としてリスク管理部門や人事部門業務に携わるなど豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2015年6月から取締役に務め、重要事項の決定および業務執行に対する監督を適切に果たしていることから、当行の経営に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者としてしました。

■ 生年月日

1968年7月30日生

■ 所有する当行の普通株式数

7,900株

略歴、当行における地位、担当

1991年4月 当行入行

2008年10月 法人営業チーム企業支援室長

2010年4月 企業支援室主任調査役

2011年3月 再生支援室長

2013年4月 与信管理室長

2015年8月 与信統括部長

2016年6月 執行役員審査部長兼与信統括部長

2018年6月 取締役業務本部長兼審査部長兼与信統括部長

2019年6月 取締役本店営業部長（現在に至る）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

当行の審査部門や与信統括部門の執行役員として、債権管理や事業再生支援部門業務に携わるなど豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2018年6月から取締役に務め、重要事項の決定および業務執行に対する監督を適切に果たしていることから、当行の経営に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

4

すずき
鈴木

たけのり
岳伯

再任

■ 生年月日

1966年6月17日生

■ 所有する当行の普通株式数

6,200株

略歴、当行における地位、担当

1992年4月 当行入行

2009年10月 荒井支店長

2011年6月 郡山営業部副部長

2014年4月 組織開発室長

2015年8月 組織開発部長

2017年4月 平支店長

2018年6月 執行役員営業副本部長兼営業企画部長

2020年6月 取締役郡山営業部長（現在に至る）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

当行の枢要営業店長、執行役員として営業、支店運営や企画業務に携わるなど豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2020年6月から取締役に務め、重要事項の決定および業務執行に対する監督を適切に果たしていることから、当行の経営に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者としてしました。

■ 生年月日

1952年4月21日生

■ 所有する当行の普通株式数

11,900株

略歴、当行における地位、担当

1976年4月 株式会社博報堂入社

1995年12月 同社営業部長

1999年12月 同社営業局長代理

2002年6月 株式会社福島博報堂代表取締役社長

その後、株式会社盛岡博報堂、株式会社秋田博報堂、株式会社福島博報堂及び株式会社仙台博報堂の代表取締役社長並びに株式会社青森博報堂の取締役を歴任

2012年7月 株式会社東北博報堂顧問

2013年3月 同社顧問を退任

2013年4月 国立大学法人山形大学客員教授（2019年3月まで）

2013年6月 当行取締役（現在に至る）

2020年4月 国立大学法人山形大学非常勤理事（現在に至る）

重要な兼職の状況

—

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたり株式会社博報堂の地域子会社の社長を4社務めるなど企業経営についての豊富な経験と、大学客員教授（技術者倫理担当）として、組織運営、マーケティング、倫理等に関し専門的な知識を有しております。また、2013年6月から社外取締役として、経営を適切に監督いただいていることから、引き続き社外取締役候補者としております。選任後は、引き続き専門的知識を活かし経営の監督やアドバイスをいただくことを期待しております。

候補者
番号

6

に へい ゆ み こ
二瓶由美子

再任

社外

独立役員

■ 生年月日

1950年8月31日生

■ 所有する当行の普通株式数

9,900株

略歴、当行における地位、担当

2000年4月 桜の聖母短期大学専任講師

2004年4月 福島県男女共同参画審議会会長（2015年2月まで）

2006年4月 桜の聖母短期大学准教授

2013年4月 桜の聖母短期大学教授

（日本国憲法、法学、労働法制と人権、国際平和論などを講義するとともに、ボランティアセンター長、キャリア教養学科長、図書館情報センター長などを歴任）

2013年10月 福島地方労働審議会委員（2016年6月まで）

2016年3月 桜の聖母短期大学退職

2016年6月 当行取締役（現在に至る）

2017年4月 福島大学行政政策学類非常勤講師（現在に至る）

2019年6月 福島県立医科大学臨床研究審査委員会委員（現在に至る）

2021年11月 福島県立医科大学臨床手術手技研修等専門委員会委員（現在に至る）

重要な兼職の状況

—

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたり桜の聖母短期大学等で教鞭を執り、法律学、ジェンダー論等の専門的な知識を有しているほか、福島地方労働審議会委員など数多くの公職を歴任し、その幅広く高度な知識、経験等を有しております。また、2016年6月から社外取締役として、経営を適切に監督いただいていることから、引き続き社外取締役候補者としております。選任後は、引き続き専門的知識を活かし経営の監督やアドバイスをいただくことを期待しております。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社運営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

■ 生年月日

1962年2月22日生

■ 所有する当行の普通株式数

800株

略歴、当行における地位、担当

1984年4月 大蔵省（現財務省）入省
 2007年7月 金融庁監督局銀行第2課長
 2008年7月 金融庁監督局保険課長
 2010年7月 金融庁監督局総務課長
 2012年7月 金融庁総務企画局企画課長
 2014年7月 財務省福岡財務支局長
 2015年7月 金融庁総務企画局審議官（企画・市場・官房担当）
 2016年7月 財務省東海財務局長
 2017年6月 株式会社国際協力銀行常務取締役（審査・リスク管理担当）
 2019年6月 財務省退官
 2019年11月 三井住友信託銀行株式会社顧問
 2020年4月 SBIホールディングス株式会社入社
 2020年8月 地方創生パートナーズ株式会社執行役員事務局長（現在に至る）
 2021年6月 当行取締役（現在に至る）
 2021年6月 株式会社じもとホールディングス社外取締役（現在に至る）
 2022年2月 SBI地銀ホールディングス株式会社取締役（現在に至る）

重要な兼職の状況

地方創生パートナーズ株式会社執行役員事務局長
 株式会社じもとホールディングス社外取締役
 SBI地銀ホールディングス株式会社取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大蔵省（現財務省）に入省し、金融庁監督局銀行第2課長、金融庁総務企画局審議官、財務省東海財務局長などを歴任し、また、民間企業の顧問や取締役として企業経営に携わるなど、金融行政、企業経営に対する幅広い高度な知識と経験を有しております。また、2021年6月から社外取締役として、経営を適切に監督いただいていることから、引き続き社外取締役候補者としております。選任後は、引き続き専門的知識を活かし経営の監督やアドバイスをいただくことを期待しております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当行は、社外取締役候補者額瀬晃、二瓶由美子及び長谷川靖の3氏との間で、会社法第427条第1項及び当行定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任を、1,500万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額を限度として負担する契約を締結しております。3氏が取締役に再任され就任した場合には、当行と3氏の間で、当該契約を継続する予定であります。
3. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての候補者は、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
4. 額瀬晃、二瓶由美子及び長谷川靖の3氏は、社外取締役候補者であります。なお、額瀬晃、二瓶由美子の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ており、本総会において両氏が選任された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
5. 額瀬晃氏の当行社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって9年、二瓶由美子氏の当行社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって6年、長谷川靖氏の当行社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
6. 額瀬晃、二瓶由美子及び長谷川靖の3氏は当行又は当行の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
7. 額瀬晃、二瓶由美子及び長谷川靖の3氏は当行の親会社等ではなく、また過去10年間に当行の親会社等であったことはありません。
8. 額瀬晃、二瓶由美子及び長谷川靖の3氏は、当行の特定関係事業者の業務執行者又は役員でなく、また過去10年間に当行の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったことはありません。
9. 額瀬晃、二瓶由美子及び長谷川靖の3氏は、当行又は当行の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
10. 額瀬晃、二瓶由美子及び長谷川靖の3氏は、当行の親会社等、当行又は当行の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
11. 額瀬晃、二瓶由美子及び長谷川靖の3氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当行が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

以 上

(ご参考)

株主総会後の取締役のスキルマトリックス

第3号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役の構成は以下のとおりとなる予定です。

【社内取締役】

氏名	現在の地位	経営戦略	企画	人事労務	営業	審査
加藤 容啓	取締役社長	●	●	●	●	●
佐藤 明則	常務取締役	●	●	●	●	●
佐藤 俊彦	取締役		●		●	●
鈴木 岳伯	取締役			●	●	●

【社外取締役】

氏名	企業経営	マーケティング	法務	行政	ダイバーシティ
瀬瀬 晃	●	●			
二瓶由美子			●		●
長谷川 靖			●	●	

(注) 上記一覧表は、取締役が有するすべての専門性・経験・知見を表すものではありません。

(ご参考)

社外役員の独立性判断基準

当行では、社外役員の独立性について、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を充足するとともに、現在または最近において、以下の各要件に該当しない場合、独立社外役員に該当するものいたします。

1. 当行を主要な取引先とする者、またはその業務執行者。
2. 当行の主要な取引先とする者、またはその業務執行者。
3. 当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家。
4. 当行から一定額超の寄付、助成を受けている者、またはその業務執行者。
5. 当行の主要株主、またはその業務執行者。
6. 次に掲げる者（重要でない者は除く）の配偶者および二親等以内の親族。
 - (1) 上記1. から5. に該当する者。
 - (2) 当行およびその子会社の業務執行者。
7. その他、当行の一般株主との間で上記1. から6. までで考慮されている事由以外で恒常的に実質的な利益相反関係が生じるおそれがある者。

【各種定義】

- *「最近」とは、実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。
- *「当行を主要な取引先とする者」とは
 - ・通常取引：直近事業年度における年間連結総売上高に占める当行の割合が2%以上の取引先。
 - ・融資取引：当行が最上位の与信先であり、かつ、当行の融資方針の変更が重大な影響をあたえる取引先。
- *「当行の主要な取引先とする者」とは
 - ・融資取引：当行の総資産の1%以上の貸付を行っている主要な取引先。
 - ・預金取引：当行の総預金の1%以上の預金を受けている主要な取引先。
- *「多額」とは、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金額。
- *「一定額超」とは、過去3年間の平均で年間1,000万円を超える金額。
- *「主要株主」とは、直近の事業年度末時点において、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有する者、または企業等をいう。
- *「重要」とは、役員・部長クラスの者をいう。

添付書類

第156期（2021年4月1日から
2022年3月31日まで）**事業報告****1. 当行の現況に関する事項****(1) 事業の経過及び成果等****(主要な事業内容)**

当行は、福島県を主な営業基盤とする地域金融機関として、本店ほか支店・出張所において、預金業務、貸出業務、為替業務などの銀行業及びその他銀行業に付随する業務を行っております。また、それらに加え、有価証券投資業務、投資信託や保険商品の窓口販売業務等を行い、地域のお客様に金融商品・サービスを提供しております。

(金融経済環境)

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響が長期化する中、ワクチン接種の広がりなどによって個人消費や企業活動の一部で持ち直しの動きが見られたものの、変異株による感染急拡大の終息の見通しが立っておらず、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当行の主たる営業基盤である福島県の経済は、一部で持ち直しの動きが見られるものの、新型コロナウイルス感染症の影響に加えて、福島県沖地震の影響もあり、持ち直しの動きが鈍化しております。

(事業の経過及び成果)

こうした金融経済環境のなか、当行は2021年度より中期経営計画「ふくぎん福島創生プロジェクト」(2021年4月～2024年3月)をスタートさせました。中期経営計画では、目指すべき銀行像を実現するために、以下の行動指針を定めて取り組んでまいりました。

<行動指針>

- ①お客さまの本業を徹底的に伴走支援します。
- ②お客さまの生活を支援し、最適な資産形成をサポートします。
- ③DX化の推進により、お客さまに新たなサービスを提供するとともに、業務の効率化・高度化、経費の削減を推進します。
- ④ESG・SDGsに資する活動を実施し、よりよい環境と暮らしやすい社会づくりに貢献します。
- ⑤経営基盤(経営資源の配置・人事育成・働きがいのある職場)を再構築し、収益力の強化を図ります。

○法人のお客さまへの本業支援サービスとして、販路開拓・ビジネスマッチングなど課題解決をサポートするため、ふくぎんビジネスマッチングシステム「ふくぎんBMS」の提供を2021年9月より開始いたしました。お客さまのビジネスマッチングニーズや事業課題を登録・データベース化することにより、多くのお客さまに案件情報を配信し、より成約精度の高いビジネスマッチングを実現しております。

○個人のお客さまに対しては、多重債務に苦しむお客さまや廃業を希望されるお客さまとの対話を重ね債務を取りまとめるなど生活再建を応援するため、個人とりまとめ融資に取り組んでおります。

○DX化の推進については、社内にDX委員会を立ち上げ、目的ごとに3つのグループを設置いたしました。お客さまの利便性の向上に資する次期システムの更改、ビッグデータの活用による営業の高度化、PC1人1台化に伴う業務改革・業務効率化に取り組んでおります。

- ESG・SDGsに関する取り組みとして、2021年12月に「ふくぎんSDGs宣言」を制定いたしました。2021年度は地域社会の一員として、地域イベントのお手伝いや商店街・駅前等の清掃活動など幅広く参加し、地域に根差した社会貢献活動を継続的に行っております。また、社員が集めたベルマークを取り纏めてベルマーク教育助成財団へ寄贈を行っております。これらの活動の参加者は延べ1,213名でした。第10回障がい者施設製品大展示即売会においては、今年も昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から「カタログ販売」で実施し、大変多くのお客さま・お取引先にご購入いただきましたおかげで、総額514万円の過去最高の売上高となりました。
- 経営基盤を再構築するための人材育成の強化については、地域のお客さまの資産形成や本業支援などについて適切なアドバイスの出来る専門分野の知識を持つ社員の育成に取り組んでおります。

このような取組みの結果、当期の業績は次のとおりとなりました。

当期末の預金（譲渡性預金を含む）は、法人預金等の増加により前期末比12,768百万円増加し、775,992百万円となりました。

貸出金は、住宅ローン等の増加により前期末比9,704百万円増加し、572,650百万円となりました。

有価証券は、社債及び地方債の増加により前期末比10,533百万円増加し、156,043百万円となりました。

損益面につきましては、経常収益は、有価証券利息配当金が減少したことにより前期比401百万円減少し、10,704百万円となりました。

経常費用は、国債等債券償還損、株式等売却損及び株式等償却が減少したことにより前期比2,887百万円減少し、9,976百万円となりました。

以上により、経常利益は、前期比2,486百万円増加し、727百万円となりました。また、当期純利益は、前期比2,569百万円増加し、826百万円となりました。

(対処すべき課題)

2022年1月20日にSBI地方創生サービシーズ株式会社が提供する「地域金融機関向けのクラウドベースの勘定系システム」を採用することを公表いたしました。本システムは、SBI地方創生サービシーズ株式会社が、SBIホールディングス株式会社とフューチャーアーキテクト株式会社との業務提携に関する基本合意に基づき、共同で開発を進めているものです。アマゾンウェブサービス (AWS) 上で設計・構築され高い拡張性を実現するほか、オープンAPIを通してアクセスチャネルの多様化を可能にし、機能の新規・追加開発が低コストかつ短期間で実現可能であるなど、デジタルトランスフォーメーション (DX) と業務改革を実現しつつ、持続的に進化し続けることが可能なシステムを目指しております。

当行は、中期経営計画「ふくぎん 福島創生プロジェクト」の主要施策の一つとして「DX化の推進」を掲げており、本システムへの更改により業務改革・効率化を更に加速させ、お客さまには利便性の高い、最新の金融商品・サービス等のご提供を実現いたします。

なお、本システムは2024年中の稼働を予定しております。

当行は、2022年11月27日に創業100周年を迎えます。当行の経営理念である「福島のために」「お客さまのために」「そして未来を育むために」をテーマとして、お客さまへの感謝の気持ちを込めて記念事業を実施いたします。

株主の皆様におかれましては一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
預 金	728,539	718,167	763,123	775,492
定期性預金	332,988	327,397	324,863	322,481
その他	395,551	390,770	438,260	453,010
貸 出 金	505,977	532,479	562,945	572,650
個人向け	183,413	195,942	205,880	216,782
中小企業向け	176,658	201,101	237,852	242,517
その他	145,906	135,436	119,213	113,351
商品有価証券	133	122	167	142
有 価 証 券	137,210	120,136	145,509	156,043
国 債	34,362	12,472	23,196	25,648
その他	102,847	107,664	122,313	130,394
総 資 産	764,855	752,326	822,331	839,214
内 国 為 替 取 扱 高	1,820,197	1,910,588	1,825,376	1,715,092
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 26	百万ドル 31	百万ドル 14	百万ドル 12
経 常 利 益 又は 経 常 損 失 (△)	294	404	△1,758	727
当 期 純 利 益 又は 当 期 純 損 失 (△)	330	350	△1,743	826
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	14円38銭	14円72銭	△62円31銭	29円53銭

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、当期純利益又は当期純損失(△)を期中の平均発行済株式数(自己株式を控除した株式数)で除して算出しております。

(参考)

企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
経常収益	12,823	13,475	13,314	13,179
経常利益 又は経常損失(△)	519	494	△1,725	794
親会社株主に帰属する 当期純利益 又は親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	521	409	△1,724	826
包括利益	△1,375	△2,136	2,607	△2,270
純資産額	28,224	27,151	29,644	27,354
総資産	768,379	755,605	825,751	842,245

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末
使用人数	476人
平均年齢	42年5月
平均勤続年数	17年10月
平均給与月額	344千円

- (注) 1. 使用人数には、出向者を含み臨時雇員及び嘱託は含んでおりません。
2. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 平均給与月額は、3月中の税込み平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数

			当 年 度 末	
福	島	県	50店	うち出張所 (5)
宮	城	県	1	(0)
栃	木	県	1	(0)
茨	城	県	1	(0)
埼	玉	県	1	(0)
合	計		54	(5)

(注) 上記のほか、当年度末において、S P福島、S P郡山、ローンプラザいわき、東京事務所（埼玉県さいたま市）及び店舗外現金自動設備58カ所を設置しております。

ロ. 当年度新設営業所
該当ありません。

ハ. 当年度廃止営業所
該当ありません。

(注) 当年度において、店舗外現金自動設備を4カ所廃止いたしました。

ヨークベニマル吉倉店出張所	(福島市吉倉)
ヨークベニマル飯寺店出張所	(会津若松市門田町)
サンレディ出張所	(福島市飯坂町)
COOP マートあだたら店出張所	(二本松市油井)

二. 銀行代理業者の一覧

該当ありません。

ホ. 銀行が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称
住信SBIネット銀行株式会社

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	338
---------	-----

- ロ. 重要な設備の新設等
該当ありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当ありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
株式会社 ふくぎん リース &クレジット	福島県福島市 万世町2番5号	リース業務、 クレジット カード業務、 信用保証業務	20百万円	100.00%	—
株式会社 東北 バンキング システムズ	山形県山形市松波 四丁目1番15号	コンピューター 関連業務	25百万円	65.83%	—
福活ファンド 投資事業 有限責任組合	福島県福島市 万世町2番5号	投資業務	538百万円	—%	—

- (注) 1. 資本金は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 上記の子会社等3社を連結対象子会社としており、当期の連結経常利益は794百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は826百万円となりました。
4. 株式会社ふくぎんリースと株式会社福島カードサービスは、2021年4月1日付で合併（存続会社：株式会社福島カードサービス）し、商号を株式会社ふくぎんリース&クレジットに変更しました。これにより、当行の子会社等は4社から3社に減少しております。

(重要な業務提携の概況)

1. 第二地銀協地銀37行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀37行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行62行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合141組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連613（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀37行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、共同利用型クレジット・オンライン・システム（略称CAFS）経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行、株式会社ローソン銀行及び株式会社イーネットとの提携により、共同利用型クレジット・オンライン・システム（略称CAFS）経由方式で現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
6. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
加藤 容 啓	取締役社長 (代表取締役)	—	—
佐藤 明 則	常務取締役 (代表取締役) 企画本部長	—	—
佐藤 俊 彦	取締役 本店営業部長	—	—
鈴木 岳 伯	取締役 郡山営業部長	—	—
額 額 晃	取締役 (社外取締役)	—	—
二瓶 由美子	取締役 (社外取締役)	—	—
長谷川 靖	取締役 (社外取締役)	地方創生パートナーズ株式会社 執行役員事務局長 株式会社じもとホールディングス 社外取締役 SBI地銀ホールディングス株式会社 取締役	—
箭内 貴 志	常勤監査役	—	—
新開 文 雄	監査役 (社外監査役)	弁護士法人新開法律事務所代表社員弁護士	—
鈴木 和 郎	監査役 (社外監査役)	鈴木和郎公認会計士事務所所長 アレンザホールディングス株式会社 取締役監査等委員	財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものがあります。
(当年度中に退任した役員)			
五味 廣 文	取締役 (社外取締役) (2021年6月22日退任)		
稲村 修	常勤監査役 (2021年6月22日退任)		

(注) 当行は、額額晃、二瓶由美子、新開文雄及び鈴木和郎を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。

(参考) 当行は、執行役員制度を導入しております。各執行役員の氏名、地位及び担当、重要な兼職等は次のとおりであります。

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
宮下 恵洋	常務執行役員 営業本部長	—	—
横山 利幸	執行役員 業務本部長	—	—
渡辺 敦雄	執行役員 事務本部長	—	—
草野 真之	執行役員 平支店長	—	—

(2) 会社役員に対する報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の支給額
取締役 (うち社外取締役)	8名 (4名)	年83百万円 (17百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	年21百万円 (7百万円)
合計	12名	年104百万円

(注) 上記支給人数と報酬等の支給額には、2021年6月22日開催の第155回定時株主総会の日をもって退任した社外取締役1名、常勤監査役1名が含まれております。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

○方針の決定の方法

当行は、2021年2月22日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は、当行の取締役の報酬は、当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブが機能するものとしており、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各取締役の職務と責任および実績を踏まえることとしております。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、当行の現状に鑑み固定報酬としての基本報酬のみとし、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬としております。

○方針の内容の概要

基本報酬の個人別の報酬等は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他行水準、当行の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

○取締役の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の決定内容及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当行取締役の金銭報酬の額は、1991年6月27日開催の第125回定時株主総会において、月額2,250万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は15名です。

当行監査役の金銭報酬の額は、1991年6月27日開催の第125回定時株主総会において、月額700万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

(3) 責任限定契約

当行定款において、社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める要件に該当する賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、社外取締役については金1,500万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額とし、社外監査役については金1,000万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(4) 補償契約

該当ありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当行取締役および監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当行が負担しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
取締役 長谷川 靖	地方創生パートナーズ株式会社 執行役員事務局長 株式会社じもとホールディングス 社外取締役 SBI地銀ホールディングス株式会社 取締役
監査役 新開 文雄	弁護士法人新開法律事務所代表社員弁護士
監査役 鈴木 和郎	鈴木和郎公認会計士事務所所長 アレンザホールディングス株式会社 取締役監査等委員

(注) 社外役員の兼職先と当行の間には特別の利害関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会・監査役会への出席状況	取締役会・監査役会における発言その他の活動状況
取締役 瀬藤 晃	8年9ヵ月	当期中に開催した取締役会20回中全てに出席しております。	取締役会に出席し、主に事業会社の元経営者としての豊富な経験と組織運営、マーケティング、倫理等に関し専門的な知識からの発言を期待し、それに対して積極的に行っていただきました。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、取締役の選任並びに報酬の決定について、客観的・中立的立場から意見を述べております。
取締役 二瓶由美子	5年9ヵ月	当期中に開催した取締役会20回中全てに出席しております。	取締役会に出席し、主に法律学やジェンダー論等の専門知識に加え、数多くの公職を歴任した幅広く高度な見地から当行の経営への助言や業務執行に対する適切な監督やアドバイスを期待し、それに対して積極的に行っていただきました。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、取締役の選任並びに報酬の決定について、客観的・中立的立場から意見を述べております。

氏名	在任期間	取締役会・監査役会への出席状況	取締役会・監査役会における発言その他の活動状況
取締役 長谷川 靖	9ヵ月	就任後に開催した取締役会16回中全てに出席しております。	取締役会に出席し、金融行政や企業経営に対する幅広い高度な知識や経験を活かし、当行の経営への指導や助言を期待し、それに対して積極的に行っていたできました。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、取締役の選任並びに報酬の決定について、客観的・中立的立場から意見を述べております。
監査役 新開 文雄	10年9ヵ月	当期中に開催した取締役会20回中全てに出席、監査役会21回中全てに出席しております。	取締役会並びに監査役会に出席し、主に弁護士としての専門的な見地からの発言を行っております。
監査役 鈴木 和郎	1年9ヵ月	当期中に開催した取締役会20回中全てに出席、監査役会21回中全てに出席しております。	取締役会並びに監査役会に出席し、主に公認会計士としての専門的な知識や経験から、当行の監査に対する発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の子会社からの報酬等
報酬等の合計	6名	25	—

(注) 支給人数6名の内訳は、社外取締役4名及び社外監査役2名であります。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	
普通株式	90,000千株
A種優先株式	90,000千株
発行済株式の総数	
普通株式	28,000千株（自己株式25,112株を含む。）

(2) 当年度末株主数

普通株式	13,254名
------	---------

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
S B I 地銀ホールディングス株式会社	5,000千株	17.87%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,595	9.27
技研ホールディングス株式会社	1,399	5.00
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,313	4.69
福島銀行従業員持株会	733	2.62
松井証券株式会社	729	2.60
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	708	2.53
株式会社アラジン	538	1.92
株式会社日本カストディ銀行（証券投資信託口）	407	1.45
株式会社東邦銀行	206	0.73

- (注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を控除して算出しております。

(4) 役員保有株式

該当ありません。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等
該当ありません。
- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当ありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 墨岡 俊治 指定有限責任社員 石坂 武嗣	56	—

- (注) 1. 監査契約上、会社法監査に係る報酬の額と金融商品取引法監査に係る報酬の額とを区分しておらず、実質的にも区分することが困難であるため、上記報酬の額には合算金額を記載しております。
2. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額は57百万円であります。
3. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務執行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 補償契約

該当ありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

8. 業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況

業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況は、インターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.fukushimabank.co.jp/>) に掲載しております。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11. 会計参与に関する事項

該当ありません。

12. その他

該当ありません。

第156期 (2021年4月1日から) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収入	7,667	10,704
貸付	6,732	
有価証券	772	
の売却	2	
の利息	160	
の受取	0	
の引替	2,778	
の業替	423	
の債権	2,354	
の売却	6	
の償却	4	
の常取	2	
の常取	251	
の常取	102	
の常取	149	
経常費用	93	9,976
預金	93	
の利息	0	
の支払	1,108	
の他	78	
の他	1,030	
の他	79	
の他	0	
の他	0	
の他	79	
の他	7,633	
の他	1,060	
の他	938	
の他	15	
の他	0	
の他	105	
経常利益	7,277	727
特別利益	20	20
特別損失	43	43
税引前当期純利益	705	705
法人税	196	
法人税	△ 317	
当期純利益	△ 120	△ 120
	826	826

第156期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	18,682	555	1,228	1,783	436	3,500	2,391	6,327
当期変動額								
当期純利益							826	826
自己株式の取得								
土地再評価差額金の取崩							3	3
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	829	829
当期末残高	18,682	555	1,228	1,783	436	3,500	3,220	7,156

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△19	26,774	226	720	946	27,721
当期変動額						
当期純利益		826				826
自己株式の取得	△0	△0				△0
土地再評価差額金の取崩		3		△3	△3	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△3,125	—	△3,125	△3,125
当期変動額合計	△0	829	△3,125	△3	△3,128	△2,299
当期末残高	△19	27,603	△2,898	717	△2,181	25,421

第156期末 (2022年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	90,605	預渡性預金	774,779
商品有価証券	142	借用金	500
銭の信託	1,009	外国為替	35,592
有価証券	155,288	その他負債	27
貸出金	569,815	賞与引当金	2,557
外国為替	228	退職給付に係る負債	173
リース債権及びリース投資資産	5,088	睡眠預金払戻損失引当金	112
その他資産	14,960	利息返還損失引当金	114
有形固定資産	9,455	繰延税金負債	3
建物	3,445	繰延税金負債	38
土地	5,469	再評価に係る繰延税金負債	641
その他の有形固定資産	540	支払承諾	351
無形固定資産	277	負債の部合計	814,891
ソフトウェア	158	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	118	資本	18,682
繰延税金資産	334	資本剰余金	1,802
支払承諾見返	351	利益剰余金	8,994
貸倒引当金	△ 5,311	自己株式	△ 19
		株主資本合計	29,459
		その他有価証券評価差額金	△ 2,905
		土地再評価差額金	717
		退職給付に係る調整累計額	△ 48
		その他の包括利益累計額合計	△ 2,236
		非支配株主持分	131
		純資産の部合計	27,354
資産の部合計	842,245	負債及び純資産の部合計	842,245

第156期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収入	7,660	13,179
貸付収入	6,725	
有価証券の売却	773	
預金の利息	2	
その他の収入	160	
役員報酬	0	
その他の収入	2,727	
償還	6	
その他の収入	2,783	
経常費用	102	
経常費用	2,681	
経常費用	102	12,384
預金	93	
渡り	0	
その他の費用	4	
役員報酬	5	
その他の費用	1,109	
その他の費用	31	
その他の費用	7,689	
その他の費用	3,452	
その他の費用	932	
その他の費用	2,519	
経常利益		794
特別利益	20	20
特別損失	13	43
特別損失	30	
税金等調整前当期純利益		771
法人税、法人税	206	
法人税	△ 268	
当期純利益		△ 61
非支配株主に帰属する当期純利益		833
親会社株主に帰属する当期純利益		6
		826

第156期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	18,682	1,802	8,182	△19	28,648
会計方針の変更による累積的影響額			△18		△18
会計方針の変更を反映した当期首残高	18,682	1,802	8,164	△19	28,629
当期変動額					
剰余金の配当					
親会社株主に帰属する当期純利益			826		826
自己株式の取得				△0	△0
土地再評価差額金の取崩			3		3
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	830	△0	830
当期末残高	18,682	1,802	8,994	△19	29,459

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	226	720	△76	870	125	29,644
会計方針の変更による累積的影響額						△18
会計方針の変更を反映した当期首残高	226	720	△76	870	125	29,626
当期変動額						
剰余金の配当					△0	△0
親会社株主に帰属する当期純利益						826
自己株式の取得						△0
土地再評価差額金の取崩		△3		△3		—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△3,131	—	27	△3,104	6	△3,097
当期変動額合計	△3,131	△3	27	△3,107	5	△2,271
当期末残高	△2,905	717	△48	△2,236	131	27,354

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社 福島銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

仙台事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 墨 岡 俊 治

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 坂 武 嗣

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社福島銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの第156期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社 福島銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

仙台事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 墨 岡 俊 治

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 坂 武 嗣

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社福島銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社福島銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第156期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

株式会社福島銀行 監査役会

常勤監査役 箭 内 貴 志 ㊟
監 査 役 新 開 文 雄 ㊟
監 査 役 鈴 木 和 郎 ㊟

(注) 監査役新開文雄及び監査役鈴木和郎は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

中期経営計画

ふくぎん 福島創生プロジェクト

(2021年4月1日～2024年3月31日)

行動指針

1. お客様の本業を徹底的に伴走支援します。
2. お客様の生活を支援し、最適な資産形成をサポートします。
3. DX化の推進により、お客様に新たなサービスを提供するとともに、業務の効率化・高度化、経費の削減を推進します。
4. ESG・SDGsに資する活動を実施し、よりよい環境と暮らしやすい社会づくりに貢献します。
5. 経営基盤(経営資源の配置・人材育成・働きがいのある職場)を再構築し、収益力の強化を図ります。

主要施策

1. 本業支援	経営改善計画書を共に策定するなど、お客様の課題解決や本業支援に向け伴走支援し、コンサルティング機能を強化します。	3. DX化の推進	お客様利便性の向上に資する次期システムの更改、ビッグデータの活用による営業の高度化、PC1人1台化による業務改革・業務効率化、働き方改革のためにDX化を推進します。
2. 個人 取りまとめ 融資	多重債務に苦しむお客様や廃業を希望されるお客様との対話を重ね、債務を取りまとめるなど生活再建を応援します。	4. 人材育成	本業支援に強い社員、事業承継・M&Aなど専門分野の知識を持つ社員の育成を図ります。

数値目標

(2023年度)

本業収益

10億円



OHR

4%改善



事業性融資先

6,000先



(2020年3月期OHR実績
83.91%対比)

詳細は、当行ホームページを参照ください。
<https://www.fukushimabank.co.jp/ir/index.html>

ふくぎんSDGs宣言

福島銀行は、「ふくぎんSDGs宣言」を制定し、社会の課題、経済の課題、自然環境の課題などについて積極的に取り組み、事業活動を通して、地域経済・地域社会の持続的な発展に貢献してまいります。

■ 社会の課題への対応

- 全社員参加型ボランティア活動の継続
- 寄付型融資・寄付型私募債の取り扱い
- 障がい者施設製品の販売促進
- 福島の子ども応援助成金の支給
- 社員が業務と子育てを両立できる環境を提供する取り組みである「イクボス宣言」の実施



■ 経済の課題への対応

- お客さまの本業を徹底的に伴走支援
- SDGsに資する商品・サービスの提供
- お客さまの生活を支援し、最適な資産形成をサポート
- 地域事業や行政と連携した地域経済への貢献



■ 自然環境の課題への対応

- 再生可能エネルギー関連融資への積極的な取り組み
- サステナブル関連融資への取り組み
- DX化の推進によるペーパーレス化など環境負担の軽減
- 公益信託福島銀行ふるさと自然環境基金の継続



■ 全員参加のSDGs活動

- 営業店や部署ごとにSDGsの目標を掲げ、私たちが暮らす地域のよりよい環境と暮らしやすい社会づくりに貢献します。

詳細は、当行ホームページを参照ください。
<https://www.fukushimabank.co.jp/ir/index.html>

100周年記念 ふくぎん10の感謝

福島銀行は、本年11月27日に創業100周年を迎えます。

これは、お客さま、株主さまをはじめ、当行に関わって頂いた多くの方のご支援、ご協力の賜物です。

そこで、皆さまへの感謝の気持ちをこめて、3年間にわたり「100周年記念、ふくぎん10の感謝」を実施します。

福島のために

1 本業支援100の課題解決

「ふくぎんビジネスマッチングシステム (BMS)」実施

2 「ふくぎんSDGs宣言」の制定

社会の課題、経済の課題、自然環境の課題などについて積極的に取り組み、地域経済・地域社会の持続的な発展に貢献してまいります。

3 「障がい者施設製品大展示即売会」の開催

2012年から開催している当即売会の販売活動を応援します。

4 「公益信託福島銀行ふるさと自然環境基金」拡大版実施

福島県内の自然環境保全を図り、自然と人間の調和のとれた社会づくりに貢献することを目的に、環境保護に取り組む団体へ助成します。

お客さまのために

5 ご融資を通してESG・SDGsに資する取組みを行っている団体や個人へ寄付

「ふくぎんESGかんしゃ絆ローン」募集額100億円達成後、環境問題や社会問題に取り組む団体などへ寄付します。

6 福島県産品などが当たるくじ付き定期預金を通して福祉関連団体などへ寄付

ふくしま応援定期預金「わくわくくら」の残高に応じて、県内の福祉関連団体などへ寄付します。

7 お客さま利便性の高いホームページリニューアル

福島銀行のホームページをより分かりやすく、より使いやすくリニューアルします。

そして未来を育むために

8 福島の子ども応援新助成金の制定

子どもの学びや遊びなどを支援する団体を対象とした新たな助成金を制定します。

9 100周年記念講演会「福島の未来」開催

福島県内の4会場で福島の経済に資する記念講演会を実施します。

10 「ふくぎん100年のありがとう物語」発行

お客さまとの100年の関わりを通して受け取った「ありがとう」を一冊にまとめ、感謝の思いを胸にさらなるサービスの向上を実現します。

詳細は、当行ホームページを参照ください。
<https://www.fukushimabank.co.jp/ir/index.html>

